

## 第8期管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する 三重県環境影響評価委員会調査審議結果（答申）

### （総括的事項）

- 1 本事業は、最終処分場を増設する事業であり、事業所内にはその他の廃棄物処理施設も近接していることから、事業の実施にあたっては環境影響評価書に示される環境保全措置を実施するとともに、事業所全体として環境保全上必要な措置を講じるように努めること。
- 2 最終処分場の遮水性の確保に万全を期するため、遮水シートの施工管理及び同処分場の維持管理を徹底するとともに、浸出水の漏えい等、万が一の事態に備える体制を整えること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

### （個別的事項）

#### 1 悪臭、水質、水生生物

臭気及び河川水質について、事後調査の実施にあたっては、本事業からの影響を適切に把握できる調査地点及び調査時期を設定すること。

#### 2 水質、水生生物

本事業により設置される施設からの排水については、既存最終処分場の放流水質を考慮して予測及び評価を行うとともに、河川水質への影響を可能な限り低減すること。

#### 3 地形・地質

大雨や地震等の災害発生時に土砂の流出が想定され、周辺への影響が懸念されることから、設計にあたっては、十分な安全性を確保すること。

#### 4 陸生植物

タヌキマメ、シュンラン等の重要種の移植先について、将来にわたって生息環境が維持される場所を選定し、評価書に記載すること。

#### 5 陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系

事業の実施により生息環境が喪失する生物種に対する代償措置として、新たに生息環境を創出する場合は、その位置、内容及び管理方法を評価書に記載するとともに、多様な生態系が維持されるよう、適切に管理を行うこと。

#### 6 温室効果ガス

施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量については、既存最終処分場排出量実績から想定される排出量による予測及び評価を行うとともに、さらなる排出抑制に努めること。